

自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人らのうち、知的発達障害を抱えた子とその母について、避難前は一か所の施設で療育を受けることができていたが、避難先では従前と同じ日数の療育を受けるために複数の施設での療育が必要となったため、子は混乱して精神的に不安定になり、母もその付添いにより精神的苦痛を被ったとして、平成24年4月から平成26年3月までの期間における精神的損害をそれぞれ5万円増額した事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

【損害項目】

1 平成23年分

(1) 生活費増加費用及び移動費用

（平成23年3月11日から同年12月31日まで）

金480,000円

(2) 精神的損害

（平成23年3月11日から同年12月31日まで）

金280,000円

2 平成24年～平成26年分

(1) 避難費用

① 避難交通費（平成24年2月3日から同年3月12日まで）

金36,590円

② 住宅保険費用（平成24年3月12日）

金20,000円

(2) 精神的損害（平成24年4月1日から平成26年3月31日まで）

金100,000円

(3) 検査費用

甲状腺検査費用（平成26年4月2日）

金12,200円

(4) 避難雑費（平成24年3月12日から平成26年7月31日まで）

金570,000円

第2 和解金額

被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金1,498,790円の支払義務があることを認める。

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、中間指針追補に基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として、金760,000円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年11月18日

(仲介委員 森 哲也)